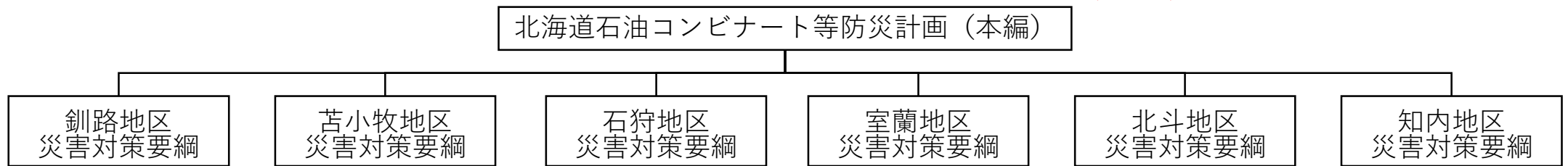


■北海道石油コンビナート等防災計画

石油コンビナート等災害防止法に基づき、道内に6カ所ある石油コンビナート等特別防災区域において災害の発生及び拡大の防止を図り、地域住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

知事を本部長とする北海道石油コンビナート等防災本部が作成する「防災計画本編」と、（総合）振興局長を会長とする地区連絡会が、地区ごとに作成する「地区災害対策要綱」で構成する。

※防災計画は、特別防災区域（6地区）の防災に関する共通事項を定める。



※地区災害対策要綱は、それぞれの地区連絡会が地域の特性に応じた災害想定や防災対策等を定める。

計画修正の趣旨

北海道日本海沿岸及び太平洋沿岸における津波浸水想定が平成29年及び令和3年に更新されたことを受け道は、石油コンビナート施設における災害を想定する「防災アセスメント調査」を令和4年度に実施この「防災アセスメント調査」の結果を踏まえ防災計画を見直すもの

主な修正項目

防災計画（本編）

- 令和4年度における防災アセスメント調査の実施状況を記載。

地区災害対策要綱

- 防災アセスメント調査の結果を踏まえ、各地区における「想定災害（津波浸水深等）」及び「防災対策」を修正

今後のスケジュール

北海道石油コンビナート等防災本部員会議（書面）を開催予定であり、3月中には決定の見込み